

令和8年度上山市新規受注開拓 支援事業費補助金

お問合せ先 上山市産業観光課 023-672-1111（内線181・183）

商談会への出展を行う事業者へ補助金を交付します

◆対象事業者

市内に本社または事業所を持つ**中小企業または個人事業主**で、次の(1)、(2)に該当する者

- (1) **製造業、製造小売業**を営む
- (2) 市税の未納がない

◆補助対象経費

市内企業が**商談会等（展示即売を行うものを除く）**に出展した場合にその費用の一部を補助

○出展料、小間の設置・装飾費、備品の運搬等に要する経費

◆交付額

補助対象経費の合計額の**2分の1**以内の額（**上限30万円**）

◆交付申請に必要な書類

- ①様式第1号 **交付申請書** ※
- ②様式第2号 **収支予算書** ※
- ③**市税の未納がないことを証明する書類** ※
- ④**商談会等の開催概要を確認できる書類**（パンフレット等）
- ⑤**商談会等への出展申込書の写し又はそれに類する書類**

※印の様式は、市ホームページよりダウンロードが可能です。

③は税務課（400円）へ必要事項を記入の上提出し、証明を受けてください。

◆交付までの流れ

①市産業観光課へ事前相談

⇒申請期限まで随時受付（予算額に達した時点で受付終了）

年度当初及び年度末が出展日の場合は、早めにご相談ください。

②交付申請書の提出

⇒**出展申込日から開催日の7日前**までに必要書類を添えて提出

→通常、交付申請から2週間程度で**交付決定通知書**が発行されます。

③事業完了（出展及び支払いの完了）

⇒**令和9年3月31日**までに完了

④実績報告書の提出

⇒**事業完了日から15日後**までに、必要書類を添えて提出

→実績報告から1週間程度で**交付額確定通知書**が発行されます。

⑤交付請求書の提出

⇒確定通知を受けた後、速やかに交付請求書を提出

→補助金が振込指定口座へ入金されます。

◆申請・お問い合わせ先

上山市産業観光課企業誘致推進室

電話：023-672-1111（内線181,183）

メール：k-yuuchi@city.kaminoyama.yamagata.jp

※令和8年度から事前（出展前）の申請となりますので、ご注意ください。